

(b) 国際予備審査機関は、選択官庁の請求に応じ、国際予備審査報告の作成の後、かつ、(c)の規定に従うことを条件として、一件書類中の文書を利用することができ、一件書類中の文書の写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。

(c) 国際予備審査機関は、国際事務局が48.(1)の規定に従って公開の対象から省略され、又は94.(d)若しくは(e)の規定に従って公衆による利用の対象から省略された旨を通知したいかなる情報も(b)の規定に基づいて利用することができるようにしてはならない。

十三
94.2の2として次のように加える。

94.2の2
指定官庁が保有する一件書類の利用

指定官庁が適用する国内法令が第三者に対し国内出願の一件書類の利用を認めている場合には、当該指定官庁は、国際出願に関する一件書類中の文書の利用を、国内出願の一件書類の利用について国内法令が定める程度と同様の程度まで認めることができる。ただし、第三十条(2)(a)に定める日のうち最も早い日の前であつてはならない。文書の写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。

十四
94.3
「国際出願が国際公開された後」を

削り、「認めることができる。」の下に「ただし、第三十条(2)(a)に定める日のうち最も早い日の前であつてはならない。」を加える。

○財務省告示第二〇二号

登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件(平成十五年九月財務省告示第六百十号)の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から適用する。

平成二十八年六月三十日

財務大臣 麻生 太郎

別表独立行政法人中小企業基盤整備機構の項の第三欄の第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」

に、「第三十四条第一項第一号」を「第四十二条第一項第一号」に改め、同欄の第三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号」を「中小企業等経営強化法第四十二条第一項第一号」に改める。

○農林水産省告示第三〇八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区相俣字ノキ二四、二五の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ノキ二四・二五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三〇八十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 長野県上伊那郡中川村大字七二一の六二、七二一の六三

二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三〇八十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 長野県上伊那郡中川村片桐五六三三の三、五六三四の四、五六三四の九、五六三四の一から五六三四の一三まで、五六三四の二六、五六三四の二七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三〇八十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 静岡県富士宮市下柳野字瀬戸山五三四、五三五の一、五三五の二、五四四、五四五、五四七の一から五四七の三まで、鳥並字上村上五七五から五七七まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瀬戸山五三四(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三〇八十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月三十日

農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵字奥山五五三の一三・五五三の一四・五五三の七〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

五五三の四七、五五三の四八、五五三の六五

二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。

三 指定の目的 土砂の流出の防備